

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び岩手県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び岩手県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条及び同法第204条の規定により、知事、副知事、県議会の議員、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 特別職の職員の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、常勤の者にあつては給料、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当とし、臨時又は非常勤の者にあつては報酬とする。</p> <p>2 給料は、月額とし、報酬は、月額又は日額とする。</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 特別職の職員の給料又は報酬は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(給与の支給方法)</p> <p>第5条 給料又は月額の報酬を受ける特別職の職員の給与の支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、この場合、月額の報酬を受ける特別職の職員の報酬については、月の初日から支給する以外のとき、又は月の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条から第204条までの規定により、知事、副知事、県議会の議員、委員会の委員、監査委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人その他の特別職の職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 特別職の職員の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、常勤の者にあつては給料、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当とし、<u>県議会の議員にあつては議員報酬とし</u>、臨時又は非常勤の者にあつては報酬とする。</p> <p>2 給料及び<u>議員報酬</u>は、月額とし、報酬は、月額又は日額とする。</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 特別職の職員の給料、<u>議員報酬</u>又は報酬は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(給与の支給方法)</p> <p>第5条 給料、<u>議員報酬</u>又は月額の報酬を受ける特別職の職員の給与の支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、この場合、<u>議員報酬又は</u>月額の報酬を受ける特別職の職員の報酬については、月の初日から支給する</p>

末日まで支給する以外のときは、その額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(旅費及び費用弁償)

第7条 特別職の職員が、職務のため旅行したときは、常勤の者には旅費を支給し、臨時又は非常勤の者にはその費用を弁償する。

2～4 [略]

附 則

1～23 [略]

24 県議会の議長、副議長及び議員の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額872,200円、副議長にあっては月額784,000円、議員にあっては月額754,600円とする。

別表第1 (第3条関係)

名 称	給料又は報酬
[略]	

以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(旅費及び費用弁償)

第7条 特別職の職員が、職務のため旅行したときは、常勤の者には旅費を支給し、県議会の議員又は臨時若しくは非常勤の者にはその費用を弁償する。

2～4 [略]

附 則

1～23 [略]

24 県議会の議長、副議長及び議員の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき議員報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額872,200円、副議長にあっては月額784,000円、議員にあっては月額754,600円とする。

別表第1 (第3条関係)

名 称	給料、 <u>議員報酬</u> 又は報酬
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 岩手県特別職報酬等審議会条例(昭和39年岩手県条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>議会の議員の報酬</u> の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議するため、知事の諮問機関として岩手県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌) 第2条 知事は、 <u>議会の議員の報酬</u> の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該 <u>報酬等</u> の額に	(設置) 第1条 <u>議員報酬</u> の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議するため、知事の諮問機関として岩手県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌) 第2条 知事は、 <u>議員報酬</u> の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該 <u>議員報酬等</u> の額につい

ついて審議会の意見を聞くものとする。

て審議会の意見を聞くものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。